

●抵抗権と主権

・抵抗権論

抵抗権論の歴史

カエサル暗殺の是非

ルター、カルヴァンともに、抵抗権を否定

聖バルテルミーの大虐殺（1572） → ユグノー派の抵抗

J・ブルトウス（偽名）『反暴君論』

暴君に対して臣民は抵抗することができるか

・主権論

J・ボダン（1529[30]-1596） 抵抗権思想に対立

『国家論』

「国家（Republique）とは主権を伴った、多くの家族とこれら家族間に共通な事柄との正しい統治である」

前国家的共同体と国家の違い

「主権とは国家の絶対にして永遠な権力である」



主権は個人ではなく国家に帰する

主権の内容

- | | |
|----------|---------------|
| 1) 立法権 | 5) 恩赦権 |
| 2) 外交権 | 6) 貨幣鑄造・度量統一権 |
| 3) 人事権 | 7) 課税権 |
| 4) 終審裁判権 | |

家族論と臣民論

国家の構成単位は家族であり家族の内部構造は国家とのアナロジー

国家を市民からなる政治共同体とはみなさず、一方的な支配服従関係として見る

国家形態論

混合政体を否定して一方的かつ一元的な命令の体系を本質とし、それによって「確固たる平和」の実現をはかる

→ 抵抗権の全面否定

「いかに強力な暴政といえどもアナーキィよりは悲惨でない」

主権の制限

- 1) 契約遵守の義務
- 2) 神法・自然法による制限
- 3) 臣民の私有財産の不可侵性
- 4) 王国基本法による制限

主権に内在するものではなく統治論のレベルにおいて語られる

マキャヴェリの支配者-臣民関係を法学的に基礎付けた性格を持つ